

第11次

山形市交通安全計画

(令和3年度～令和7年度)

交通事故のない、安全で安心して暮らせる山形市を目指して

山形市交通安全対策会議

はじめに

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、山形市交通安全条例（平成12年10月制定）第8条第2項及び交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条の規定にもとづき、国や県、警察等の関係機関のご協力を得て、「第11次山形市交通安全計画」（令和3年度～令和7年度）を作成しました。

この計画は、今後5カ年にわたる本市域における陸上交通の安全に関する施策の大綱と数値目標を定めたものであり、交通事故の防止について、市及び国の地方行政機関、県、警察、関係団体、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない重要な課題であるとの認識のもと、それぞれの責務を明確化したものです。

これまで第10次にわたる計画を作成し、国の地方行政機関や県、関係機関とともに交通安全に係る様々な施策を展開してきたところですが、昨今の市内における道路交通事故の発生状況については、減少傾向で推移しているものの、依然として厳しい状況にあり、特に、高齢者の交通事故防止対策が重要課題となっております。

交通安全は、市民生活に直接係るものであります。市民を交通事故の脅威から守り、交通事故のない安全で安心して暮らせる明るい山形市づくりを進めるためには、市民や関係機関が総力を挙げて連携を強化し、対策を講じていくとともに、家庭、学校、職場、地域と一体となった幅広い取り組みを展開していくことが必要であります。

第11次山形市交通安全計画は、本市域において、市や県、国の地方行政機関及び警察等の関係機関が講ずべき施策をまとめたものであり、本市をはじめ各関係機関は、この計画を基に交通の状況や地域の実態に即して、それぞれの役割のもと交通安全に関する施策を定め、市民の積極的な協力を頂きながら、強力に実施・推進することとします。

令和3年12月

山形市交通安全対策会議
会長 山形市長 佐藤孝弘

目 次

計画の基本理念	1
交通事故のない社会を目指して	1
「人優先」の交通安全思想	1
高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築	1
第1編 道路交通の安全	2
第1章 道路交通安全の目標等	3
1 道路交通事故の状況等	3
2 第1次交通安全計画における目標	4
第2章 道路交通安全についての対策	5
第1節 今後の道路交通安全対策を考える視点	5
1 高齢者及び子どもの安全確保	5
2 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上	6
3 幹線道路及び生活道路における安全確保	6
4 先端技術の活用	7
5 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	7
6 地域が一体となった交通安全対策の推進	7
第2節 道路交通安全対策のために重点的に取り組む事項	8
1 高齢者と子どもの交通安全対策の推進	8
2 幹線道路での交通事故防止対策の推進	8
3 運転者対策の推進	8
4 生活道路などの道路安全施設整備による交通事故防止対策の推進	9
5 夕方から夜間にかけての交通事故防止対策の推進	9
6 衝突時の被害軽減対策の推進	9
第3節 道路交通安全のために講じようとする施策	10
1 交通安全思想の普及徹底	10
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	10
(2) 効果的な交通安全教育の推進	12

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	1 2
(4) 地域で守る交通弱者の交通安全対策の推進	1 3
(5) 飲酒運転の撲滅	1 3
(6) 自転車の安全で適正な利用の促進	1 3
2 安全運転の確保	1 4
(1) 運転者教育等の充実	1 4
(2) 事業用自動車の運転管理及び安全対策の推進	1 6
(3) 交通労働災害の防止等	1 6
(4) 道路交通情報の充実	1 6
3 道路交通環境の整備	1 7
(1) 幹線道路における交通安全対策の推進	1 7
(2) 生活道路における「人優先」の安全・安心な歩行空間の整備	1 9
(3) 交通安全施設等の整備促進	2 0
(4) 効果的な交通規制の推進	2 1
(5) 地域住民等と一体となった道路交通環境の整備	2 1
(6) 効果的で重点的な事故対策の推進	2 1
(7) 高度な道路交通システム（ITS）の活用	2 2
(8) 円滑・快適で安全な道路交通環境の整備	2 2
(9) 交通需要マネジメントの推進	2 3
(10) 総合的な駐車対策の推進	2 4
(11) 災害に備えた道路交通環境の整備	2 4
(12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	2 5
4 車両の安全性の確保	2 5
(1) 自動車の検査及び点検整備の充実	2 6
(2) 自転車の安全性の確保	2 6
5 道路交通秩序の維持	2 6
(1) 交通の指導取締りの強化等	2 7
(2) 暴走行為等対策の推進	2 7
6 救助・救急活動の充実	2 8
(1) 救助・救急業務体制の整備	2 8
(2) 関係機関の協力関係の確保等	2 9

7	交通事故被害者等支援の推進	29
8	交通事故調査・分析の充実	29
	(1) 交通事故多発箇所の共同現場点検	29
	(2) 交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現場点検	29
第2編	鉄道交通の安全	30
第1章	鉄道交通安全の目標等	31
1	鉄道事故の状況	31
2	第1次交通安全計画における目標	31
第2章	鉄道交通の安全についての対策	31
第1節	今後の鉄道交通安全対策を考える視点	31
第2節	鉄道交通安全のために講じようとする施策	32
1	鉄道交通環境の整備	32
	(1) 鉄道施設等の安全性の向上	32
	(2) 運転保安設備等の整備	32
2	鉄道交通の安全に関する知識の普及	32
3	鉄道の安全な運行の確保	32
	(1) 保安監査の実施	32
	(2) 運転士の資質の保持	33
	(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	33
	(4) 気象情報等の充実	33
	(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	33
	(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	34
4	鉄道車両の安全性の確保	34
第3編	踏切道における交通の安全	35
第1章	踏切道における交通安全の目標等	36
1	踏切事故の状況	36
2	第1次交通安全計画における目標	36

第2章	踏切道における交通の安全についての対策	36
第1節	今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	36
第2節	踏切道における交通安全のために講じようとする施策	37
1	踏切道の構造の改良の促進	37
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	37
3	踏切道の統廃合の促進	37
4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	37

計 画 の 基 本 理 念

【交通事故のない社会を目指して】

本市は、少子高齢社会の到来や人口減少の進行など、これまで経験したことがない大きな転換点を迎えています。このような大きな環境変化を乗り越え、山形市発展計画2025に掲げた『世界に誇る健康・安心のまち「健康医療先進都市」の実現』を達成するためには、その前提として市民の安全・安心を確保していくことが重要です。そのため、輝かしい未来を持つ子どもたちや永年にわたり社会に貢献してきた高齢者を含めたすべての人が、「安全で安心して暮らせる山形市」を実現していかなければなりません。

とりわけ、交通事故による被害者数は、災害や犯罪等他の危険によるものと比べても圧倒的に多く、安全で安心して暮らせる地域社会を確保するためには、交通の安全は欠かさずこのできない極めて重要な要素であります。

このため、交通安全の確保に向け、これまで様々な対策を講じてきたところですが、防犯や防災、さらに、新型コロナウイルス感染症対策等の様々な取組が必要とされる中において、今なお交通事故により毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると、更なる対策の実施が必要であります。

人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会の実現を目指し、交通安全対策に市民や国、県および関係機関等と連携して積極的に取り組んでいかなければなりません。

【「人優先」の交通安全思想】

市民の安全・安心の確保のためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者等への配慮や思いやりが不可欠で、すべての交通については、高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保することが必要となります。交通事故がない社会は、交通弱者が社会的に自立できる社会でもあります。

また、思いがけず交通事故被害者等となった方に対して、一人一人の状況に応じた支援が求められます。

このような「人優先」の交通安全思想を基本とした施策を推進するとともに、地域ぐるみで交通弱者を守る仕組みづくりを促進していきます。

【高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築】

全ての交通の分野で、高齢化の進展に伴い、生じうる様々な交通安全の課題に向き合い、解決していくことが不可欠となります。今後、高齢になっても安全に移動することができ、安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会、さらに、年齢や障がいの有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」を構築することを目指します。

第 1 編 道路交通の安全

第 1 章 道路交通安全の目標等

- ・ 年間の死者数を 4 人以下（第10時計画期間内の平均値4. 2人以下(端数切捨て)）
- ・ 年間の重傷者¹数を 7 0 人以下（県目標の 2 5 %）

第 2 章 道路交通安全についての対策

○ 今後の道路交通安全対策を考える 6 つの視点

- (1) 高齢者及び子どもの安全確保
- (2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- (3) 幹線道路及び生活道路における安全確保
- (4) 先端技術の活用推進
- (5) 交通事故実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- (6) 地域が一体となった交通安全対策の推進

○ 重点的に取り組む事項（6 項目）

- (1) 高齢者及び子どもの交通安全対策の推進
- (2) 幹線道路での交通事故防止対策の推進
- (3) 運転者対策の推進
- (4) 生活道路などの道路安全施設整備による交通事故防止対策の推進
- (5) 夕方から夜間にかけての交通事故防止対策の推進
- (6) 衝突時の被害軽減対策の推進

○ 講じようとする施策（8 つの柱）

- (1) 交通安全思想の普及徹底
- (2) 安全運転の確保
- (3) 道路交通環境の整備
- (4) 車両の安全性の確保
- (5) 道路交通秩序の維持
- (6) 救助・救急活動の充実
- (7) 交通事故被害者等支援の推進
- (8) 交通事故調査・分析の充実

¹ 重傷者：交通事故によって負傷し、30日以上の治療を要する場合をいう。

第1編 道路交通の安全

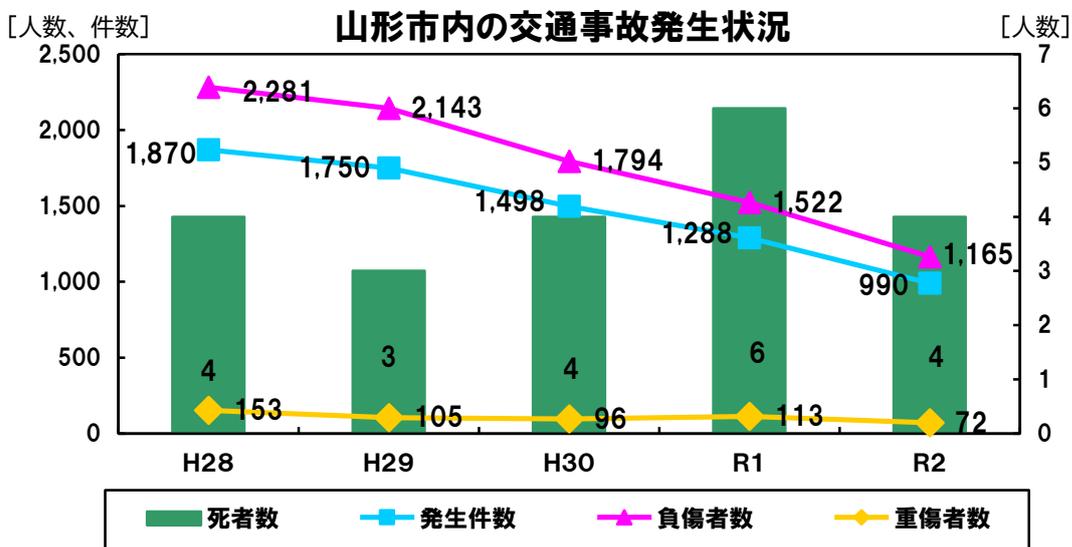
第1章 道路交通安全の目標等

1 道路交通事故の状況等

(1) 道路交通事故の現状

本市の交通事故による年間の24時間死者数²は、昭和45年の27人³をピークに減少傾向で推移し、平成20年以降は一桁台で推移しています。

第10次交通安全計画期間内（平成28年から令和2年まで）においては、「令和2年までに、年間の死者数を一桁台とし、できるだけゼロに近づける。」を目標として、各般の交通安全対策を推進した結果すべての年で一桁台となり、目標を達成することができました。また、年間の事故件数と負傷者数については、平成14年の事故件数2,554件、負傷者数3,135人をピークに減少傾向を続けています。令和2年には、発生件数990件、負傷者数1,165人となり、平成28年と比べて、発生件数及び負傷者数のいずれも5割程度まで減少しています。



※ 高速道路での交通事故を含む。

² 24時間死者数：警察の統計上、事故発生から24時間以内の死者を死者数としている。

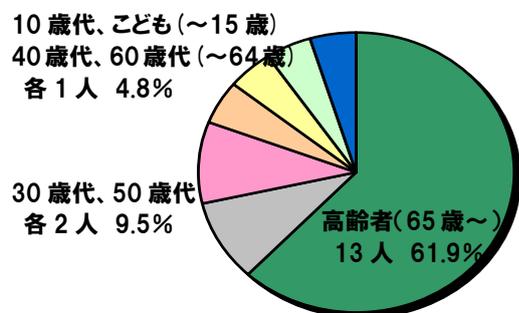
³ 統計の数値：警察の統計上、発生件数、負傷者数、死者数、死傷者数は暦年の数値としている。

(2) 交通死亡事故の特徴

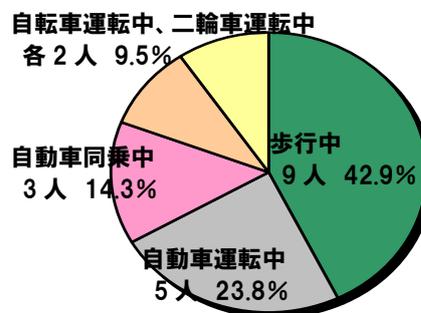
過去5年間（平成28年から令和2年まで）の交通死亡事故の特徴は、

- ① 高齢者が犠牲となる事故が多い（全死者の61.9%を占める）
 - ② 幹線道路における事故が多い（全死者の61.9%を占める）
 - ③ 高齢ドライバーが第1当事者になった事故が多い（全死者の52.3%を占める）
 - ④ 歩行者が犠牲になる事故が多い（全死者の38.0%を占める）
 - ⑤ 道路横断中の事故が多い（全死者の23.8%を占める）
 - ⑥ 時間別では午後3時から午後6時までの事故が多い（全死者の23.8%を占める）
- などがあげられます。

山形市の交通事故死者の割合（年齢別）



山形市の交通事故死者の割合（状態別）



2 第11次交通安全計画における目標

交通事故による死傷者数をゼロにし、安全で安心して暮らせる山形市を達成することが究極の目標ですが、本計画の計画期間である令和7年までに、年間の24時間死者数を一桁台としてできるだけゼロに近づけることを目指します。

また、年間の重傷者数を70人以下（県計画目標の25%）とすることを目指します。

		第11次計画	第10次計画	
		目標値	目標値	最終年(R2)実績
国	24時間死者数	2,000人以下	2,500人以下	2,839人
	年間死傷者数		500,000人以下	372,315人
	年間重傷者	22,000人以下		
県	24時間死者数	24人以下	30人以下	30人
	年間死傷者数		6,000人以下	4,005人
	年間重傷者	280人以下		
市	24時間死者数	4人以下	一桁台としてできるだけゼロに近づける	4人
	年間死傷者数		1,500人以下	1,169人
	年間重傷者	70人以下		

第2章 道路交通安全についての対策

第1節 今後の道路交通安全対策を考える視点

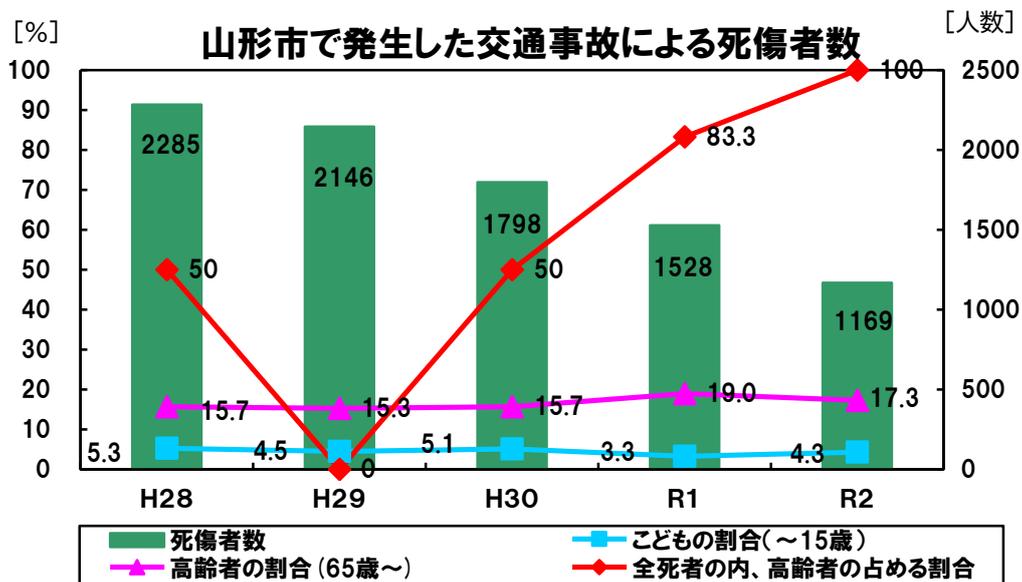
【視点1】 高齢者⁴及び子ども⁵の安全確保

交通死亡事故において高齢者が犠牲となる割合が高く、今後も高齢化が急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全・安心に外出し、移動できる交通社会の形成が必要です。

高齢者が歩行及び自転車等を利用する場合は、歩道の整備や生活道路の対策、高齢者の特性を踏まえた交通安全教育が重要となります。

高齢者の安全運転を支える対策については、身体機能の衰え等を補う技術の活用・普及を一層積極的に進める必要があります。また、運転支援機能を始めとする技術とその限界等について、交通安全教育等を通じて情報提供していく必要があります。

また、子どもの安全を確保するため、通学路等において、歩道の整備、横断歩道の設置や適切な管理等の安全・安心な歩行空間の整備、子どもの特性を踏まえた交通安全教育を積極的に推進します。



⁴ 高齢者：65歳以上の者をいう。

⁵ 子ども：幼児・小学生・中学生をいう。

[視点2] 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上

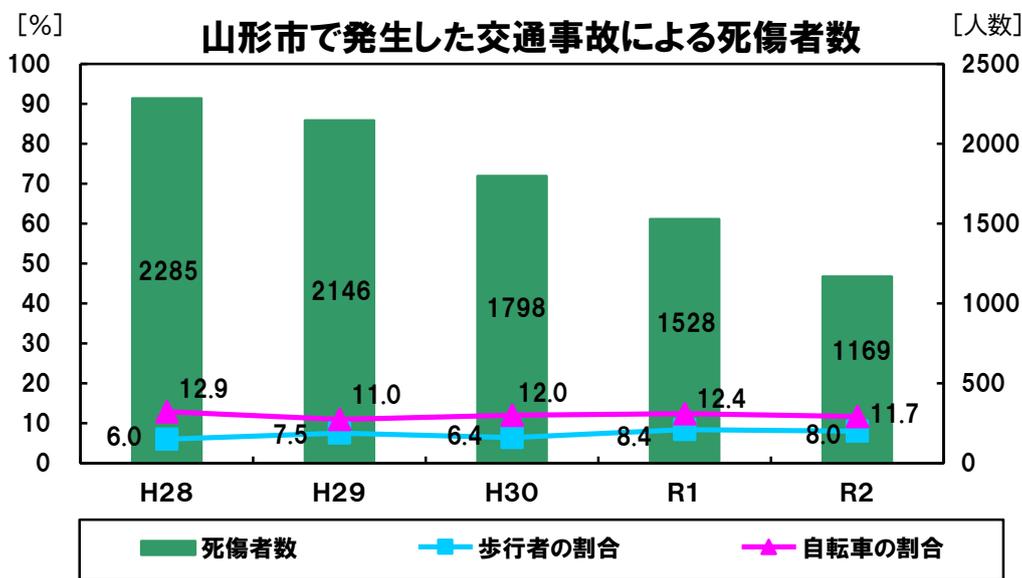
安全で安心な社会の実現を図るためには、歩行者や自転車の安全を確保することが必要不可欠です。こうしたことから「人優先」の考えの下、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路、通学路、市街地の幹線道路等で、安全・安心な歩行空間の確保を積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要があります。

また、運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を図っていくことが重要であり、歩行者に対しては、横断時の意思表示と、停止した運転者に謝意を伝える「交通安全ありがとう運動」を推進していきます。

自転車については、全ての年齢層へのヘルメット着用の推奨、自転車の点検・整備、自転車損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進していきます。

自転車の安全利用を進めるためには、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された、安全で快適な自転車通行空間の確保や自転車交通の在り方、路肩の違法駐車対策、交通安全教育等の充実を図るほか、街頭における指導啓発活動を積極的に推進するなど、自転車利用者を始めとする道路利用者の自転車に関する安全意識の醸成を図ります。

加えて、横断歩道においては、「歩行者が優先」であることを含め、自動車等の運転者に対して「歩行者を守る」保護意識の定着を図る必要があります。

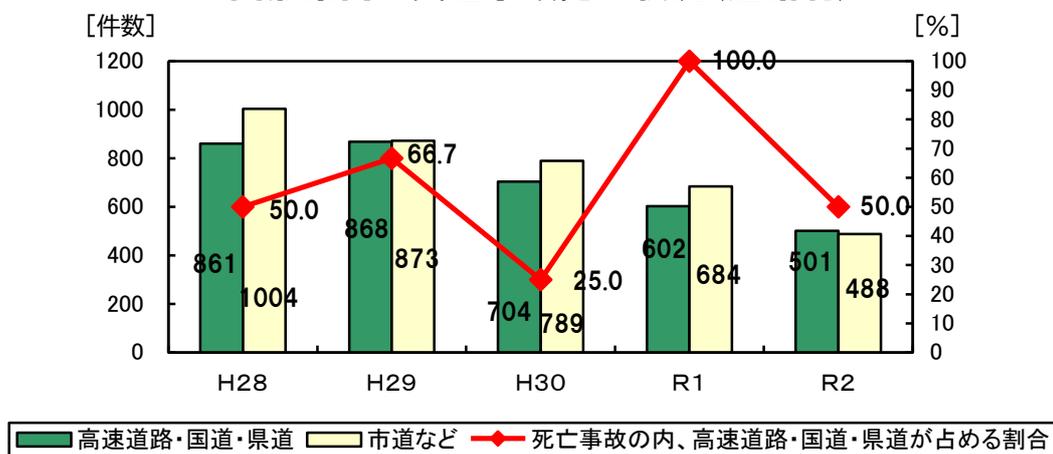


[視点3] 幹線道路及び生活道路における安全確保

幹線道路及び生活道路においては、自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、可搬式速度違反自動取締装置等による交通指導取締りの強化、安全な走行の普及等の対策を講じることが必要です。また、通り抜け目的等の自動車が生活道路へ流入することを防

止するための幹線道路における交通安全対策及び交通流の円滑化を推進するなど、生活道路における交通の安全確保を推進する必要があります。

山形市内の交通事故発生状況（道路別）



【視点4】 先端技術の活用推進

安全運転を支援するシステムの更なる発展や普及により、交通事故の更なる減少が期待されます。そのためにも、更にサポカー⁶の普及促進を推進していきます。また、交通事故が発生した場合にいち早く救助・救急を行えるシステムなど科学技術の進展を見据えながら、新たな技術を有効に活用した取組みを推進していきます。

【視点5】 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

これまで、総合的な交通安全対策の実施により交通事故を減少させることができましたが、前方不注意などの安全運転義務違反に起因する死亡事故は、依然として多く、近年、相対的にその割合は高くなっています。このため、これまでの対策では抑止が困難である交通事故について、発生地域、場所、形態等を詳細な交通事故の情報に基づき分析し、よりきめ細かな対策を効果的かつ効率的に実施していくことにより交通事故の減少を図っていきます。

【視点6】 地域が一体となった交通安全対策の推進

地域住民の交通安全対策への関心を高め、交通事故の発生場所や発生形態など事故特性に応じた対策を実施していくため、事故分析結果をインターネット等を通じて広く市民に発信し、交通事故情報の「見える化」を図った交通事故情報の提供に努めます。地域住民に対し、交通安全対策により一層関心を持ってもらい、地域における安全安心な交通社会の形成について、自らの問題として積極的に関わるよう、市民主体の意識を醸成していきます。

⁶ サポカー：衝突被害軽減ブレーキなどの先進安全技術でドライバーの安全運転を支援してくれる車

第2節 道路交通安全対策のために重点的に取り組む事項

第10次山形市交通安全計画期間内における交通事故の特徴を踏まえ、次の6項目を重点として取り組みます。

〔重点項目1〕 高齢者と子どもの交通安全対策の推進

山形市における高齢化率は、29.8%（令和2年10月1日現在「山形市統計」）で全国平均の28.8%をやや上回っています。高齢者の交通事故の状況をみると、過去5年間（平成28年から令和2年まで）では、全死傷者数の16.3%を占めるなか、全死者数の61.9%を占めています。令和2年中における死者4人全員が高齢者でした。

今後、更なる高齢化の進展を考えると、高齢者の交通安全対策は重要な課題といえます。このため、高齢者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化と交通行動に及ぼす影響を理解していただくとともに、実践的技能及び交通ルール等の知識を習得していただくため、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。

一方、子どもの交通事故の状況をみると、過去5年間（平成28年から令和2年まで）では、全死傷者数の4.57%、全死者数の4.76%で、死者数、負傷者数ともに減少傾向が続いているものの、平成28年に1人が死亡しています。

高齢者と同様に、自ら危険に気づく能力を身につけさせることが必要であることから、その発達段階に応じて段階的かつ体系的に交通安全教育を実施し、交通事故防止に必要な実践的技能を育てます。

〔重点項目2〕 幹線道路での交通事故防止対策の推進

幹線道路における交通死亡事故件数は、過去5年間（平成28年から令和2年まで）で全交通死亡事故件数の61.9%を占めています。

幹線道路での事故を防止するため交通指導取締りにより、運転者の注意喚起を図るとともに、地区交通安全協会、地区安全運転管理者協議会等と連携しながら「前をよく見て運転集中」の広報啓発を図ります。また、交通安全施設の整備充実を推進します。

〔重点項目3〕 運転者対策の推進

（1）高齢ドライバー対策の推進

高齢ドライバー（第1当事者⁷）による交通死亡事故件数は、過去5年間（平成28年から令和2年まで）で全交通死亡事故件数の52.3%を占めており、令和2年においては4件中2件（前年比-2件）で全体の50%を占めました。

高齢ドライバーの事故は、加齢による身体能力、運転技能の変化が大きく影響しているものと考えられ、身体能力等の変化は個人差があることを踏まえ、それぞれの特性に応じたきめ細かな対策をする必要があります。

⁷ 第1当事者：交通事故が発生した場合、その事故に関わった人はすべて当事者となり、基本的に当事者の中で1番過失の重い人をいう。

そのため、具体的な事故事例に基づく安全教育はもとより、自らの身体機能の変化等を把握できる参加・体験・実践型の交通安全教育を推進していきます。

また、安全運転を支援するサポカーの普及促進や、運転免許の自主返納をしやすくする環境づくり、支援制度の周知を図ります。

(2) 青年ドライバー⁸対策の推進

青年ドライバー(第1当事者)による交通死亡事故件数は、過去5年間(平成28年から令和2年まで)で全交通死亡事故件数の14.3%で、青年ドライバーによる発生件数は、年々減少傾向にあります。

青年ドライバーの多くは、事業所等で稼働していることから、引き続き事業所に対して青年ドライバーの安全運転を呼びかける広報啓発活動を推進していきます。

[重点項目4] 生活道路などの道路安全施設整備による交通事故防止対策の推進

交通事故防止について、緊急に対策が必要な箇所については、必要な道路の改良や安全施設の整備を行い、交通の安全の確保に努めます。

また、車両や歩行者の交通実態及び道路環境等に適した交通規制の実施・見直しと、分かりやすく見やすい道路標識・標示を整備します。

さらに、交通事故危険マップの作成等により広報啓発に努めるほか、右折レーン、道路照明灯、視線誘導標等の設置などの交通事故対策を推進します。

[重点項目5] 夕方から夜間にかけての交通事故防止対策の推進

車両運転者に対し前照灯の早め点灯の呼びかけを行うほか、ハイビームの積極的な活用を推奨するなど、前方への注意を高める運転についての対策を推進します。

また、地区交通安全協会や関係機関・団体等と連携し夜光反射材等交通安全用品の普及促進に取り組むほか、夜光反射材の視認性効果の実験等による参加・体験・実践型の交通安全教育により、夜光反射材の自発的な活用を促進します。

[重点項目6] 衝突時の被害軽減対策の推進

シートベルト及びチャイルドシートの着用効果についての理解を深め、後部座席も含めた全座席の着用率100パーセントを目標に、正しい着用の徹底を図るとともに、サポカーの普及促進を推進します。

さらに自転車利用者に対しては、「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づくヘルメット着用等の安全措置規定の周知・啓発を図り、その着用を推奨します。

このため、行政及び警察、関係機関・団体等の相互の協力により、あらゆる機会・媒体を通じて積極的に普及啓発活動を展開します。

⁸ 青年ドライバー：16歳以上29歳以下の運転者をいう。

第3節 道路交通安全のために講じようとする施策

交通安全対策をより効果的に推進するため、前述の6つの視点と6つの重点事項を踏まえ、以下の8つの柱を中心とした施策を展開して行きます。

- 1 交通安全思想の普及徹底
- 2 安全運転の確保
- 3 道路交通環境の整備
- 4 車両の安全性の確保
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 交通事故被害者等支援の推進
- 8 交通事故調査・分析の充実

【第1の柱】 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう促すことが重要です。また、「人優先」の交通安全思想の下、高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることも重要です。

交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れ、教材の充実を図り、市民が自ら納得して安全な交通活動を実践することができるよう、行政及び警察、関係機関、学校、関係民間団体、地域社会、企業さらに家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携をとりながら地域が一体となった活動が推進されるよう促します。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進（実施主体：山形市、山形警察署）

① 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、日常生活において安全に道路を通行するために必要となる交通ルールの遵守や交通マナーの習得、基本的な技能及び知識を習得させることを目標とします。

幼稚園・保育所及び認定こども園においては、「かもしかクラブ」や幼児交通安全教室を通じての交通安全教育を推進していきます。

わかりやすく効果的な教材作成に努め、家庭や地域、関係機関と連携協力を図りながら、交通安全教育を計画的かつ継続的に行います。

② 児童・生徒に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識の習得を図ります。また、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これ

を回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

中学生及び高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって乗車し、自己の安全ばかりではなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

加えて、「交通安全ありがとう運動」の実践による交通安全意識の醸成、自転車乗車中におけるヘルメットの着用を推奨、自転車利用中に加害者となる事例を捉え、賠償責任等への備えとして、自転車保険の加入を促進します。

③ 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努めます。また、運転免許を持たない若者や成人が交通安全について学ぶ機会を設けるよう努めます。

④ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させた上で、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とします。

また、高齢化の一層の進展に的確に対応し、高齢者が安全・安心に外出できる交通社会を形成するため、高齢者自身の交通安全意識の向上はもとより、市民全体が高齢者を見守り、高齢者に配慮する意識を高めるよう促します。

⑤ 障がい者に対する交通安全教育の推進

障がい者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの状態に応じ、きめの細かい交通安全教育を推進します。

また、電動車いす利用者は道路交通法では歩行者として扱われており、その操作の簡便さなどから便利な移動手段として広く普及しているため、電動車いす利用中の事故防止に関する広報とその利用に関する交通安全教育を推進します。

⑥ 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対しては、日本国内の交通ルールや交通マナーに関する知識の普及による交通事故防止を目的とした交通安全教育を推進するとともに、定住外国人に対しては、母国との交通ルールや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努めます。

(2) 効果的な交通安全教育の推進（実施主体：山形市、山形警察署）

① 交通安全教育を推進するための指導者の育成

幼児から高齢者に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育及び障がい者等に対する適切な交通安全教育を実施するため、行政及び警察、学校、関係団体等が連携を図り、交通安全教育の指導者の育成を図ります。

② 交通安全教育の推進

ア 交通安全専門指導員・交通指導員の派遣

幼稚園、保育所、学校、自治会、老人クラブ等で交通安全教室を開催する際は、希望に応じて指導員を派遣し、効果的な交通安全教育を行います。

イ 交通安全教育用補助機材等の貸出し

地域やPTAが開催する交通安全教室に模擬信号機、横断歩道マット等を貸し出すことで、より実践的な交通安全教育を推進します。

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進（実施主体：山形市、山形警察署）

① 関係機関・団体等と連携した交通安全運動の推進

山形市交通安全推進協議会⁹は、構成員となっている各機関・団体等の連携の強化を図り、一体となって各季の交通安全に取り組むとともに、構成員それぞれも主体性を持って、各季の交通安全運動をはじめとした交通安全活動を展開します。

② 交通安全運動の推進

交通安全運動を実施するにあたっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動の重点、実施計画等について広く市民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図ります。

③ 普及啓発活動の効果的な展開

交通安全運動を実施するにあたっては、関係機関・団体等の連携の下、街頭等において啓発活動を行うなど、効果的な運動を実施するとともに、市民一人ひとりの交通安全の関心と意識を高めるため、広報媒体を計画的、積極的に活用し、日常的に密着した広報を展開します。また、報道機関に理解と協力を求め、交通安全のルールとマナーの普及を図ります。

④ 横断歩行者の安全確保

運転者に対しては、横断歩道の手前で停止できるような速度での進行や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進します。

歩行者に対しては、横断する時は、手を上げるなどして運転者に対して横断の意思を明確に伝えた上で、安全を確認してから横断し、停止した運転者に謝意を伝える「交

⁹ 山形市交通安全推進協議会：交通安全対策を推進するため、交通安全関係機関の相互の緊密な連携を図り、組織的かつ総合的な交通事故防止対策を推進し、山形市の地域内における交通安全の確保を図ることを目的とする協議会。山形市長が会長。

通安全ありがとう運動」を全年齢層で展開します。

⑤ シートベルト全席着用及びチャイルドシートの正しい着用の徹底

警察庁等による令和2年のシートベルト着用状況全国調査における山形県の着用率は、運転席99.5%、助手席97.5%、後部座席41.3%であり、後部座席の着用率が低いことから、後部座席も含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の理解と徹底を図ります。

また、子どもを同乗させる際におけるチャイルドシートの適切な着用を推進するため、関係機関・団体と一体となり、交通安全運動などあらゆる機会に着用の徹底を広く呼び掛けます。

⑥ 薄暮時におけるヘッドライトの早め点灯及びハイビーム使用の促進

日没が早まる秋以降、薄暮時から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因となっている前方不注意等による事故実態・危険性を広く周知するとともに、同時間帯の交通事故を防止するため、季節や気象の変化に応じ、早めのヘッドライト等の点灯（自動車及び自転車の前照灯の早期点灯）対向車及び先行車がない状況では積極的なハイビームの使用を促します。

また、歩行者、自転車利用者の反射材用品等の着用を推進します。

⑦ 交通事故に関する情報提供の推進

市民が交通事故の発生状況を認識し、事故防止に関する意識の啓発を図ることが出来るよう、市報や市ホームページ等を通じて、交通事故の発生状況等に関する情報を提供します。

（４）地域で守る交通弱者の交通安全対策の推進（実施主体：山形市、山形警察署）

交通の安全は、市民の安全意識により支えられることから、地域住民に留まらず、当該地域を訪れ、関わりを有する通勤・通学者等も含め、交通社会の一員であるという当事者意識を持つよう意識改革を促すことが重要です。

高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の交通安全対策を、地域をあげて推進するため、交通指導員や自治会等を含めた地域住民が指導、声かけを行うなど交通弱者を事故から守る地域づくりを推進します。また、地域と連携し、高齢者宅等を訪問して夜光反射材の貼付活動にも取り組むとともに地域で行っている交通安全活動を支援します。

（５）飲酒運転の撲滅（実施主体：山形市、山形警察署）

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因であることから、飲酒が運転に及ぼす影響やその危険性等の周知徹底を図るとともに、職場、家庭及び飲食店等で飲酒運転撲滅に向けた取り組みを促進し、市民総ぐるみで飲酒運転の追放を図ります。

（６）自転車の安全で適正な利用の促進（実施主体：山形市、山形警察署）

① 自転車の安全利用の推進

自転車は、子どもから高齢者まで簡単に利用できる乗り物ですが、本来車両であること、道路を通行する場合は、車両としての交通ルールを遵守するとともに、交通マ

ナーを実践しなければならないことを理解していく必要があります。

自転車乗用中の交通事故防止や自転車の安全利用を促進するため、「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」及び「自転車安全利用五則」を活用するなどにより、自転車の正しい乗り方の普及啓発の強化を図ります。

自転車は歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、損害賠償責任保険等への加入義務化を周知・啓発します。

また、自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及や幼児用座席の適切な使用についての広報啓発を促進します。

自転車用ヘルメットについては、あらゆる機会を通じて頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果の理解促進に努め、全年齢層でのヘルメット着用を推奨します。

② 薄暮時の早め点灯等の推進

薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火点灯の徹底と、反射材用品等の活用促進により、自転車の被視認性の向上を図ります。

[第2の柱] 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努めます。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する交通安全教育等の充実に図ります。

また、運転者に対して、横断歩道では歩行者が優先であることを含め、高齢者、障がい者、子どもを始めとする歩行者や自転車に対する保護意識の向上を図ります。

(1) 運転者教育等の充実（実施主体：山形市、山形警察署）

免許取得前から、安全意識を醸成する交通安全教育の充実に図るとともに、免許取得時及び免許取得後においては、特に、道路及び交通の状況に応じた危険を予測し、これを回避する意識及び能力を高め、責任の自覚と他の人々に思いやりを持たせるための教育を行います。

① 高齢運転者対策の充実

ア 高齢者に対する教育の充実

運転能力を維持・向上させるための教育の充実に努めます。特に、高齢者講習においては、指定自動車教習所に対し、運転技能に着目したきめ細かな講習の実施について指導を行い、より効果的かつ効率的な教育の充実に努めます。

イ 臨時適性検査等の確実な実施

認知機能検査、安全運転相談等の機会を通じて、認知症の疑いのある運転者等の把握に努め、臨時適性検査等の確実な実施により、安全な運転に支障のある者につ

いては運転免許の取消し等の行政処分を行います。

ウ 改正道路交通法の円滑な施行

75歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する限定条件付免許制度の導入等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）が令和4年6月までに施行されることから、改正法の適正かつ円滑な施行に向けて準備を進めるとともに、施行後のこれらの制度が適切に運用されるように努めます。

エ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図るとともに、取り付けた自動車に対する保護意識の高揚を図ります。

オ 運転免許自主返納制度の周知

運転免許自主返納制度の広報周知に努めるとともに、運転免許を返納しやすい環境の整備を図り、運転免許を自主返納した者の支援に努めます。

また、自主返納者への各種支援制度を周知するとともに、高齢者外出支援事業（バス利用への補助）や運転免許自主返納者タクシー券交付事業等の支援を継続していきます。

② 二輪車安全運転対策の推進

二輪車の事故を防止するため、二輪車安全運転講習及び原付講習の推進に努めます。

また、個人の技量に応じたきめ細やかな教習や二輪車の車両特性を踏まえた質の高い教習を行うなど、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努めます。

③ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等を積極的に行うとともに、着用義務違反に対する街頭での交通指導取締りの充実を図ります。

④ 自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反及び無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施します。

⑤ 悪質危険な運転者の早期排除等

行政処分の適正かつ迅速な執行により長期未執行者の解消に努めるなど、悪質危険な運転者の早期排除を図ります。

⑥ 妨害運転等悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育

運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別的指導等を実施し、悪質・危険な運転特性の矯正を図ります。

(2) 自動車の安全運転管理及び事業用自動車の安全対策の推進（実施主体：東北運輸局、山形警察署）

① 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習を充実させ、安全運転管理者等の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内での交通安全教育が適切に行われるよう指導します。

また、安全運転管理者等による若年運転者対策及び貨物自動車の安全対策の一層の充実を図るとともに、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図ります。

② 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進

事業用自動車の事故死者数・人身事故件数の半減等を目標とする事業用自動車総合安全プランに基づき、安全体質の確立、コンプライアンスの徹底等についての取組を推進します。

事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施します。また、運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全に係る取組及び事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認します。

(3) 交通労働災害の防止等（実施主体：山形労働基準監督署）

① 交通労働災害の防止

事業者に対する「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図ることにより、事業場における労務管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理及び交通労働災害の防止に対する意識の高揚等を促進します。

② 運転者の労働条件の適正化等

労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）の履行を確保するための監督指導を実施します。

また、関係行政機関において相互の連絡会議の開催及び監査・監督結果の相互通報制度等の活用を図ります。

(4) 道路交通情報の充実（実施主体：東北地方整備局、山形地方气象台、山形警察署）

① 道路交通情報の充実

高度化多様化する道路交通情報に対する道路利用者のニーズに対応し適時・適切な情報を提供するため、ドライバーに渋滞情報、工事規制情報等の交通情報をリアルタイムで提供するVICS¹⁰等の事業を推進します。

¹⁰ VICS (Vehicle Information and Communication System)：道路交通情報通信システム。渋滞や交通規制などの道路交通情報を、FM多重放送やビーコンを使ってリアルタイムにカーナビに届けるシステム。

② 気象情報の充実

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努めます。また、広く市民一般に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供します。

[第3の柱] 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも関係機関と連携し推進してきたところであり、いずれの道路においても一定の事故抑止効果が確認されています。

このため、これまでの対策に加え、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応し、身近な道路をはじめとする「人優先」の道路交通環境整備の強化を図っていくものとします。

(1) 幹線道路における交通安全対策の推進（実施主体：山形市、東北地方整備局、村山総合支庁、山形警察署、東日本高速道路）

幹線道路における交通安全対策については、事故危険箇所を含め死傷事故率の高い区間や、地域の交通安全の実績を踏まえた区間を優先的に選定し、きめ細かく効率的な事故対策を推進します。

また、基本的な交通の安全を確保するため、高規格道路¹¹から生活道路に至る道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図ります。さらに、一般道路に比べて安全性が高い高規格道路の利用促進を図ります。

① 事故ゼロプラン・事故危険区間対策事業の推進

交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、限られた予算で最大の効果を発揮できるよう、事故ゼロプラン¹²（事故危険区間対策事業）を推進します。

② 事故危険箇所対策の推進

関係機関と連携の上、幹線道路において事故の危険性が高い箇所に対する重点的な交通事故抑止対策を実施します。

③ 幹線道路における交通事故防止対策

幹線道路については、道路の構造、交通安全施設等の整備状況及び道路交通実態の状況等を勘案しつつ、交通規制について見直しを行い、安全で円滑な道路環境の整備に努めます。

¹¹ 高規格道路：主要な都市や重要な空港・港湾を効率的かつ効果的に連絡する国土の骨格となる道路。サービス速度が概ね 60km/h 以上の道路で、高速道路や一般国道の自動車専用道路で構成。

¹² 事故ゼロプラン・事故危険区間対策事業：交通事故対策への投資効率を最大限高めるため、国土交通省が交通安全分野において全国的に展開している事業。交通事故の危険性が高い区間を選定し、注意喚起や事故要因に即した対策を重点的・集中的に講じる。

また、既供用の高速自動車国道等については、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進し、特に、交通事故多発区間については、速度規制等の必要な安全対策を推進します。

④ 高速道路における交通事故防止対策の推進

逆走及び歩行者、自転車等の立入り事案による重大事故防止のため、標識や路面標示等による対策の拡充に加え、錯視効果を応用した路面表示やセンサーによる検知・警告設備等の対策を実施するとともに、画像認識技術を活用した路車連携技術の開発等を推進します。

⑤ 適切に機能分担された道路網の整備

高規格道路から居住地内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、幅員のある場合、歩道や自転車道等の整備を推進し、歩行者、自転車、自動車等の多様な交通手段の安全確保を図ります。

ア 高規格道路及びアクセス道路等の整備

一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格道路等の整備やインターチェンジの増設等による利用しやすい環境を整備し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させます。

イ 山形市の骨格となる主要な幹線道路の計画的な整備

通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、山形市の骨格となる主要な幹線道路の計画的な整備を図ります。

ウ 鉄道駅等の交通拠点へのアクセスの整備

道路交通、鉄道、航空等の交通機関と連携を図りながら、それらと接続する新たな道路の整備等により、市民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、道路混雑の解消等円滑な交通の流れが確保された良好な交通環境の形成を図ります。

エ 高規格道路の利用促進

一般道路に比べて安全性が高い高規格道路の利用を促進し、一般道路における交通事故の減少を図ります。

⑥ 道路の新築・改良等による交通事故対策の推進

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の新築・改良等による交通事故対策を推進します。

ア 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、生活道路におけるハンプ¹³や狭さく¹⁴の設置等による車両の速度抑制やエリア内への通過車両の抑制対策、自転車の通行を歩行者や自動車と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の新築・改良を検討していきます。

¹³ ハンプ：交通安全対策のために、道路の路面に設けられた凸状の部分のこと。

¹⁴ 狭さく：車道の両側に張り出し部を設け、幅員を狭くした部分のこと。

イ 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、右折レーン設置等を検討します。

また、進入速度の低下等による交通事故の防止や被害の軽減、信号機が不要になることによる待ち時間の減少等の効果が見込まれる環状交差点について、周辺の土地利用状況等を勘案し、適切な箇所への導入を推進します。

ウ 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した路上駐停車対策等の推進を図ります。

エ 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い歩道、自転車道等の整備を推進します。

⑦ 交通安全施設等の高度化

信号機の集中制御化・プログラム多段系統化等を推進するとともに、視認性を高める信号灯器のLED化を推進します。

(2) 生活道路における「人優先」の安全・安心な歩行空間の整備（実施主体：山形市、東北地方整備局、村山総合支庁、山形警察署）

① 生活道路における交通安全対策の推進

あんしん歩行エリア¹⁵を中心とする生活道路において、幅員のある道路の歩道整備、車両速度の抑制、通過交通の抑制等の面的かつ総合的な事故防止対策を、地域住民の主体的参加のもとで講じるため、計画策定の段階から住民が参画し、関係者間での合意形成の下、地域の実情を踏まえた適切な対策を選択して、その実施に取り組めます。

特に交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道等の交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等きめ細かな事故防止対策を実施することにより車両の速度の抑制や、自動車、自転車及び歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境を形成します。

道路管理者においては、歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンの形成対策、エリア内への通過車両の抑制対策を実施します。

また、必要に応じて道路標識の高輝度化・大型化・可変色化・自発光化、標示板の共架、設置場所の統合・改善、道路標示の高輝度化等（以下「道路標識の高輝度化等」という。）の検討を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示とするなど視認性の向上に努めます。

② 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

ア 歩道及び自転車道等の整備

¹⁵ あんしん歩行エリア：警察庁、国土交通省が全国平均に比べ事故発生率が高く、緊急に歩行者・自転車の安全対策が必要な地区を指定。山形市内では中心市街地区が該当。

高齢者や障がい者等を含めすべての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道を設置した道路等の整備を図っていきます。

イ 人にやさしい標識等の整備

歩道の段差・傾斜・勾配の改善、バリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン、昇降装置付立体横断施設及び障がい者用の駐車マス等を有する自動車駐車場等の整備を推進します。あわせて、高齢者や障がい者等の通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進します。駅の周辺地区等において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道、バリアフリー対応型信号機等の整備を連続的に図ります。

③ 通学路等における交通安全の確保

定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を実施するとともに、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、保育所等の対象施設、道路管理者等の関係機関及び地域が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

また、幼児・児童・生徒の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンパや狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵・ライジングボラード等の設置、自転車道・自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、横断歩道等の拡充等の対策を推進します。

(3) 交通安全施設等の整備促進（実施主体：山形市、東北地方整備局、村山総合支庁、山形警察署）

特に交通の安全を確保する必要がある道路について、社会資本整備重点計画¹⁶に即して、公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図ります。

① 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的な交通事故対策を推進するとともに、歩行空間のバリアフリー化及び通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行空間の確保を図ります。また、自転車利用環境の整備、関係機関との協力による無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図ります。

¹⁶社会資本整備重点計画：社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画。

② 市道における交通の安全と円滑の確保

市道における事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施します。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、信号機の改良、交差点改良等の対策を実施します。

また、交通安全に資するため交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進するとともに、自動車からの二酸化炭素排出の抑止についても推進します。

③ ITS¹⁷化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

交通情報の収集・分析・提供、交通状況に応じた信号制御及びその他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大を始め、交通管制システムの充実・改良を図ります。

(4) 効果的な交通規制の推進（実施主体：山形警察署）

交通規制や交通管制の内容については、地域の交通実態等を踏まえ、常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図るほか、公安委員会が行う交通規制情報の質の向上やデータベース化を推進し、効果的な交通規制を推進します。

(5) 地域住民等と一体となった道路交通環境の整備（実施主体：山形市、東北地方整備局、村山総合支庁、山形警察署）

道路交通の安全は道路利用者の生活に密接に関係するため、対策の立案にあたっては地域住民や道路利用者の意見を十分反映させる必要があります。

また、地域によって道路環境や道路利用の実態及び交通状況が異なることから、地域の実情を踏まえた道路環境整備を行います。

(6) 効果的で重点的な事故対策の推進（実施主体：山形市、東北地方整備局、村山総合支庁、山形警察署）

① 事故ゼロプラン・事故危険区間対策の推進

交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、限られた予算で最大の効果を発揮できるよう「事故ゼロプラン・事故危険区間対策事業」を推進します。

② 事故危険箇所対策の推進

関係機関と連携の上、幹線道路においての区間や、ビッグデータの活用により潜在的な危険区間等の事故の危険性が高い箇所に対する重点的な交通事故制御対策を実施します。事故危険箇所においては、信号機の新設・高度化、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等、視距¹⁸の改良、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進

¹⁷ ITS(Intelligent Transport Systems)：高度道路交通システム。人と道路と自動車の間で情報の受発信を行い、道路交通が抱える事故や渋滞、環境対策など、様々な課題を解決するためのシステム。

¹⁸ 視距：車線の中心線1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見とることができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。自動車の交通の安全

します。

③ 重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生要因について調査するとともに、事故要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、当該事故と同様な事故の再発防止を図ります。

(7) 高度な道路交通システム（ITS）の活用（実施主体：東北地方整備局、村山総合支庁、山形警察署、東日本高速道路）

最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的としたITSを引き続き推進します。

① 道路交通情報通信システムの整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進するとともに、高度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図ります。

② 新交通管理システムの推進

最先端の情報通信技術等を用いて交通管理の最適化を図るため、光ビーコン¹⁹の機能を活用してUTMS²⁰の開発・整備を行うことによりITSを推進し、安全・円滑かつ快適で環境や人にやさしい交通社会の実現を目指します。

③ 交通事故防止のための運転支援システムの推進

交通管制システムのインフラ等を利用した、DSSS²¹の導入・整備を推進するとともに、運転者に対し、信号情報に基づく走行支援情報を提供することで、通過予定の交差点において予測される信号灯火等を把握したゆとりある運転を促し、急停止・急発進に伴う事故の防止を図ること等を目的としたTSPS²²の整備を推進します。

④ 道路運送事業に係る高度情報化の推進

環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、道路運送事業においてITS技術を活用し、公共交通機関の利用促進や物流の効率化を進めます。

(8) 円滑・快適で安全な道路交通環境の整備（実施主体：山形市、東北地方整備局、村山総合支庁、山形警察署、東日本高速道路）

性・円滑性を確保する観点から、必要とされる設計速度に応じ進行方向の前方に障害物等を認め、衝突しないように制動をかけて停止することができる道路の延長を視距として定めている。

¹⁹ 光ビーコン：光学式車両感知器。道路上に設置され、車載器搭載車両との双方向通信をするための路上インフラ装置。

²⁰ UTMS (Universal Traffic Management System)：新交通管理システム。情報通信技術を始めた科学技術の活用により、安全・快適にして環境にやさしい交通社会を実現するためのシステム。

²¹ DSSS (Driving Safety Support Systems)：交通安全支援システム。ドライバーの認知・判断の遅れや誤りによる交通事故を未然に防止することを目的とするシステム。

²² TSPS (Traffic Signal Prediction Systems)：信号情報活用運転支援システム。光ビーコンから取得した信号情報を用いて、信号交差点を円滑に通行するための運転を支援するシステム。

① 円滑・快適で安全な道路交通環境の整備

交通情報の収集、分析、提供及び交通の実態に応じた的確な信号制御を広域的かつ総合的に行うため交通管制システムのエリアの拡大と高度化を図ります。また、既設信号機については、交通状況の変化に合理的に対応できるように集中制御化等の高度化を推進するとともに、道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、必要に応じ道路標識の高輝度化や道路の高機能舗装や高視認性区画線の整備等を検討します。

② 道路の使用及び占用の適正化等

道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、占有物件等の維持管理の適正化のために指導を行い、不法占有物件等については、調査及び指導取締りにより是正及び排除を実施します。

③ 自転車利用環境の総合的整備

クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にし、乗用車から自転車への転換を促進します。

このためには、歩行者・自転車・自動車の交通量に応じて歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する必要があり、地域と連携を取りながら自転車走行空間の確保とネットワーク化を図ります。

また、鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、地域の状況に応じ、条例等による駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図ります。

(9) 交通需要マネジメント²³の推進（実施主体：山形市、東北地方整備局、山形警察署）

道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図り交通安全の推進に資するため、広報・啓発活動を積極的に行うなど、交通需要マネジメントの定着・推進を図ります。

① 公共交通機関利用の促進

道路交通の混雑が著しい一部の道路について、バス専用・優先レーンの設定等のバスの利用促進を図るための施策を推進します。また、鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより、利用を促進し、公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図ります。

② 貨物自動車利用の効率化

効率的な貨物自動車利用を推進するため、共同輸配送による貨物自動車の積載効率向上及び置き配や宅配ボックスの活用による宅配便の再配送削減に資する取組等による物流効率化を推進します。

²³ 交通需要マネジメント：自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変化を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など、「交通需要の調整」を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取り組みをいう。

(10) 総合的な駐車対策の推進（実施主体：山形市、村山総合支庁、山形警察署）

① 秩序ある駐車場の推進

より良好な駐車秩序を確立するため、時間、曜日、季節等による交通流・量の変化等の時間的視点と、道路の区間ごとの特性等の場所的視点の両面から、個々の時間及び場所に応じたきめ細かな駐車規制を推進します。

② 違法駐車対策の推進

悪質性、危険性等の高い違反に重点を指向し、地域の実情に応じた取締り活動ガイドラインによる取締りを推進します。

また、運転者の責任を追及できない放置車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令等の積極的な活用を図り、使用者責任を追及します。

③ 駐車場等の有効利用

路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、駐車規制及び違法駐車取締りの推進と併せ、駐車場の有効利用を促進します。

④ 違法駐車締め出し機運の醸成・高揚

違法駐車排除及び自動車の保管場所の確保に関し、市民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、市民の理解と協力を得ながら違法駐車締め出し機運の醸成・高揚を図ります。

⑤ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、路外駐車場及び共同荷捌きスペースや路上荷捌きスペース整備、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進します。

(11) 災害に備えた道路交通環境の整備（実施主体：山形市、山形地方气象台、東北地方整備局、村山総合支庁、山形警察署、東日本高速道路）

① 災害に備えた道路の整備

地震、豪雨、豪雪等による災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図ります。地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施するために、緊急輸送道路上にある橋やトンネル等の耐震対策を推進するなど、安全で安心な生活を支える道路交通を確保します。

また、冬期の安全な道路交通を確保するため、適時適切な除雪等を行うとともに、気象・路面状況等についての情報を収集し、道路利用者に提供します。

② 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通流監視用カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進するとともに、道路災害の監視システムの開発・導入や交通規制資

機材の整備を推進します。併せて、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備や老朽化した信号機、道路標識・道路標示等の計画的な更新を推進します。

③ 災害発生時における交通措置

災害の局面に応じた緊急交通路の確保、緊急通行車両標章交付事務、通行禁止措置、道路啓開²⁴における車両移動措置等を的確かつ迅速に行います。

また、被災地への車両の流入抑制を行うとともに、災害対策基本法の規定に基づく通行禁止等の交通規制を迅速かつ的確に実施します。

④ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通流監視用カメラ、車両感知器、道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。

(12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備（実施主体：山形市、東北地方整備局、村山総合支庁、東日本高速道路）

① 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、決壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。

また、道路との関係において必要とされる車両寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図ります。

② 道路等の維持・管理

道路やトンネル、橋等の施設の老朽化に伴う事故を防止するため、定期的にパトロールや点検を行い、施設の適切な維持・管理を行います。

③ 子どもの地域における安全の確保

自動車の増大に伴う児童の交通事故の発生を防止し、児童の地域における安全の確保と健全育成を図るため、子どもの遊び場として児童遊園や公園等の利用を働きかけます。

[第4の柱] 車両の安全性の確保

衝突被害軽減ブレーキの普及等に伴い、事故件数及び死傷者数は減少傾向にあるものの、相次いで発生している高齢運転者による事故や子どもの安全確保も喫緊の課題であること

²⁴ 道路啓開：緊急車両等の通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること

から、自家用自動車及び事業用自動車双方における先進安全技術の更なる性能向上及び活用・普及促進により着実に交通安全を確保していくことが肝要です。

(1) 自動車の検査及び点検整備の充実（実施主体：東北運輸局）

① 自動車の検査の充実

衝突被害軽減ブレーキ等の先進技術の機能維持を図るために、車両に搭載された車載式故障診断装置（OBD）に記録された不具合の情報を読み取ることによる機能確認を実施するなど、自動車検査の高度化を図るとともに、独立行政法人自動車技術総合機構と連携し、これらの検査が指定自動車整備事業者等において確実に行われるよう努めます。

② 型式指定制度²⁵の充実

車両の構造に起因する事故の発生を防止するため、型式指定制度により新型自動車の安全性の審査体制の充実を図ります。

③ 自動車点検整備の充実

自動車の点検整備の確実な実施を図るため、自動車点検推進運動等を推進し、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚と点検整備の普及促進に努めるとともに、自動車運送業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、監査や研修等を通じて、関係者に指導を行います。また、道路交通に危険を及ぼす暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除するため、不正改造車を排除するための運動等を展開し、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図ります。

(2) 自転車の安全性の確保（実施主体：山形警察署）

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車²⁶及び普通自転車の型式認定制度を活用します。また、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける機運を醸成するとともに、自転車事故による加害者の負担軽減及び被害者の救済に資するため自転車の損害賠償責任保険等への加入を促進します。

さらに、薄暮時間帯から夜間における交通事故の防止を図るため、灯火点灯の徹底と反射器材用品等の取付けの促進を図り、自転車の被視認性の向上を図ります。

[第5の柱] 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するため、交通指導取締り、交通事故事件捜査等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要があります。

このため、交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質性、危

²⁵ 型式指定制度：自動車製作者等が新型の自動車等の生産又は販売を行う場合に、予め国土交通省に申請等を行い、保安基準への適合性等について審査を受ける制度。自動車製作者等が提示したサンプル車と品質管理システムを国が審査・型式指名し、自動車製作者等が指定を受けた個々の車を個別で基準適合性を確認する。

²⁶ 駆動補助機付自転車：人の力を補うため原動機を用いた自転車。

険性の高い違反や、駐車違反等の迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

交通事故の発生に際しては、危険運転致死傷罪の立件も視野に入れた捜査の徹底を図るほか、研修等による捜査力の強化や客観的な証拠に基づいた事故原因の究明等により適正かつ緻密な捜査の一層の推進を図ります。

(1) 交通の指導取締りの強化等（実施主体：山形警察署）

① 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等

ア 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

交通事故分析に基づき計画的に取締りを実施するとともに、交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、市民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを推進します。

特に、飲酒運転及び無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転及び無免許運転の根絶に向けた取組を推進します。

イ 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底します。

ウ 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進

自転車利用者の危険行為及び交通事故の第一原因となるものに対して検挙措置を行うとともに、無灯火、二人乗り、イヤホン使用等に対する指導警告を推進します。

② 幹線道路等における交通指導取締りの推進強化等

軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通指導取締り体制の整備に努め、交通の流れや交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図ります。

交通指導取締りは、特に、飲酒運転、横断歩行者妨害、交差点関連違反、速度超過等の取締りを強化します。

(2) 暴走行為等対策の推進（実施主体：山形警察署）

近年、山形市においては、暴走族による集団的な暴走行為の発生はなく、また、暴走族組織も確認されていませんが、空ぶかしなどの騒音運転や車両の不正改造を行う者が散見される状況であるため、騒音運転、不正改造車に対する取締りを推進します。

また、車両の不正改造を防止するよう「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進及び自動車整備事業者、関係団体に対する指導を積極的に行います。

[第6の柱] 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速道路を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、医療機関、消防機関等の関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図ります。また、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、事故現場からの緊急通報体制の整備や現場に居合わせた人による応急手当の普及等を推進します。

(1) 救助・救急業務体制の整備（実施主体：山形市、東日本高速道路）

① 救助・救急体制の整備

多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と医療機関等の連携による救助・救急事故対応を充実させるほか、救護訓練の実施及びDMA T²⁷による医療スタッフの早期の現場投入の活用等、救助・集団救急事故体制の充実を図ります。

② 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

救急隊員が到着するまでに市民が行う応急手当を充実するため、市民を対象としたAED²⁸の操作方法を含めた心肺蘇生に関する講習会の開催等を推進するとともに、公共施設等へのAEDの設置を促進します。

③ 救急救命士の養成・配置等の促進

プレホスピタルケア²⁹の充実強化を図るため、救急救命士を計画的に養成するとともに、救急救命士の行う高度な救命処置を円滑に実施するための講習及び実習を推進します。

また、メディカルコントロール体制³⁰の充実を図り、医師による指示、指導体制、救急活動の医学的観点からの事後検証体制、救急救命士の研修体制の整備を促進します。

④ ヘリコプターによる救急業務の推進

ヘリコプターは、負傷者の救急搬送及び医師の迅速な現場投入に有効であることから、消防防災ヘリコプターとドクターヘリの相互補完体制を含めて、救急業務におけるヘリコプターの活用を推進します。

⑤ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を引き続き図るため、消防学校等における継続的な教育訓練を推進します。

²⁷ DMA T (Disaster Medical Assistance Team)：災害派遣医療チーム。災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム。

²⁸ AED (Automated External Defibrillator)：自動体外式除細動器。心停止の際に機器が自動的に心電図の解析を行い、心室細動を検出した際は除細動を行う医療機器。

²⁹ プレホスピタルケア：救急現場及び搬送途上における応急処置。

³⁰ メディカルコントロール体制：救急現場から医療機関に搬送されるまでの間、救急救命士等が実施する医療行為について医師が指示、指導・助言及び検証することにより、これらの医療行為の質を保証する体制。

⑥ 高速道路における救急業務実施体制の整備

高速道路における救急業務については、適切かつ効率的な人命救護を行うため、消防と東日本高速道路株式会社は、共に通信連絡体制等の充実を図るなど連携を強化します。さらに、大規模な交通事故等による多数傷病者発生時に備え、サービスエリア等におけるヘリ臨時離着陸場の確保等の救助・救急事故体制の整備を推進します。

(2) 関係機関の協力関係の確保等（実施主体：山形市）

医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進します。

[第7の柱] 交通事故被害者等支援の推進（実施主体：山形市、東北運輸局、山形警察署）

交通事故の被害者は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、かけがえのない命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法等の下、交通事故被害者等のための施策を総合的に推進します。

交通事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後とも、社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化等に対応して、その改善を推進し、被害者救済の充実を図ります。

また、交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、県交通事故相談所や弁護士による無料法律相談等の周知徹底を図り、広く相談窓口の情報を提供するとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害者支援を積極的に推進します。

[第8の柱] 交通事故調査・分析の充実

効果的な交通安全対策を実施するためには、事故が発生した状況について、運転者等の行動のみならず、道路環境面等様々な角度から情報を収集し、その事故が発生した要因を解明する必要があるため、きめ細かな交通事故分析の充実に努めます。

(1) 交通事故多発箇所の共同現場点検（実施主体：山形警察署）

過去に発生した交通事故発生実態から特定の区間又は地点（交差点及びカーブ等）で集中して発生している道路については、関係機関・団体等と共同して現場点検を実施し、道路交通環境面から見た事故多発原因を分析して効果的な事故防止対策を推進します。

(2) 交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現場点検（実施主体：山形警察署）

死亡事故等で多数の死傷者数を出した事故又は社会的影響若しくは公共に対する被害の大きい事故については、多角的に分析し、事故の直接的、間接的原因を明らかにして、当該地点における同種の事故の再発防止を図るための緊急的な現場点検を推進します。

第2編 鉄道交通の安全

第1章 鉄道交通安全の目標等

- ・乗客の死者数ゼロを継続する
- ・運転事故全体の死者数ゼロを目指す

第2章 鉄道交通の安全についての対策

○ 今後の鉄道交通安全対策を考える視点

- ・重大な列車事故の未然防止
- ・利用者等が関係する鉄道事故の防止

○ 講じようとする施策（4つの柱）

- （1）鉄道交通環境の整備
- （2）鉄道交通の安全に関する知識の普及
- （3）鉄道の安全な運行の確保
- （4）鉄道車両の安全性の確保

第2編 鉄道交通の安全

第1章 鉄道交通安全の目標等

1 鉄道事故の状況

全国における鉄道の運転事故は、長期的には減少傾向にあり令和2年の事故件数は518件、死者数は245人、負傷者数は202人でした。

なお、平成18年から令和2年までは、乗客の死亡事故の発生はありませんでした。

山形市における鉄道運転事故件数は、第10次交通安全計画期間内（平成28年から令和2年まで）に人身障害事故が5件、死者4人負傷者1人でした。

2 第11次交通安全計画における目標

列車の衝突や脱線等により乗客に死者が発生するような重大な列車事故を未然に防止することが必要です。

近年は人口減少による輸送量の伸び悩み等から、厳しい経営を強いられている事業者が多い状況ですが、引き続き安全対策を推進していく必要があります。

こうした現状を踏まえ、第2章に掲げる諸施策を総合的かつ強力に推進することにより、乗客の死者数ゼロの継続と、運転事故全体の死者数ゼロを目指します。

第2章 鉄道交通の安全についての対策

第1節 今後の鉄道交通安全対策を考える視点

鉄道の運転事故が長期的には減少傾向にあり、これまでの交通安全計画に基づく施策には一定の効果が認められます。しかしながら、列車の衝突や脱線等が一たび発生すれば、多数の死傷者を生じるおそれがあることから、一層安全で安定した鉄道輸送を目指し、重大な列車事故の未然防止を図るため、総合的な視点から施策を推進していきます。

また、ホームでの接触事故等の人身障害事故と踏切障害事故を合わせると運転事故全体の約9割を占めており、このうち利用者等の関係する事故が多いことから、利用者等が関係する事故を防止するため、効果的な対策を講じる必要があります。

第2節 鉄道交通安全のために講じようとする施策

〔第1の柱〕 鉄道交通環境の整備

（1） 鉄道施設等の安全性の向上（実施主体：東北運輸局、東日本旅客鉄道）

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進めます。また、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図ります。

（2） 運転保安設備等の整備（実施主体：東北運輸局、東日本旅客鉄道）

曲線部等への速度制限機能付き自動列車停止装置（ATS³¹）等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等の整備について、引き続き推進を図ります。

〔第2の柱〕 鉄道交通の安全に関する知識の普及（実施主体：山形市、東北運輸局、東日本旅客鉄道）

全国的に運転事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要であるため、安全設備の正しい利用方法の表示の整備等により、利用者等へ安全に関する知識を分かりやすく、的確に提供します。また、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、「歩きスマホ」による危険性の周知や酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うプラットフォーム事故0（ゼロ）運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させます。

また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図ります。

〔第3の柱〕 鉄道の安全な運行の確保

運転士の資質の保持、事故情報及び安全上のトラブル情報の共有・活用、気象情報等の充実を図ります。

また、鉄道事業者への保安監査等を実施し、適切な指導を行うとともに、万一大規模な事故等が発生した場合には、迅速かつ的確に対応します。

（1） 保安監査の実施（実施主体：東北運輸局）

鉄道事業者に対し、定期的又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォロー

³¹ ATS(Automatic Train Stop): 自動列車停止装置。列車や軌道車両が停止信号を越えて進行しようとした場合に警報を与えたり、列車のブレーキを自動的に動作させて停止させ、衝突や脱線などの事故を防ぐ装置。

ーアップを実施します。また、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する等、保安監査の充実を図ります。

(2) 運転士の資質の保持（実施主体：東北運輸局）

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施します。また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導します。

(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用（実施主体：東北運輸局）

鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有を行います。また、安全上のトラブル情報を関係者間において共有できるよう、情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することで事故等の再発防止に活用します。さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導します。

(4) 気象情報等の充実（実施主体：山形地方気象台）

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震及び火山噴火等の自然現象を的確に把握し、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう特別警報・警報、予報等の適時な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努めます。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象観測予報体制の整備、地震・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行います。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供します。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図ります。

なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時から火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図ります。

気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有やICT³²を活用した観測・監視体制の強化を図るものとします。このほか、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努めます。

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応（実施主体：東北運輸局）

事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、鉄道利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導します。

³² ICT(Information and Communication Technology): 日本ではすでに一般的となったITの概念をさらに一歩進め、IT=情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施（実施主体：東北運輸局）

鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を実施します。また、運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全への取組及び事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認します。

【第4の柱】 鉄道車両の安全性の確保（実施主体：東北運輸局）

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直します。

第3編 踏切道における交通の安全

第1章 踏切道における交通安全の目標等

- ・踏切事故件数ゼロを継続する

第2章 踏切道における交通の安全についての対策

○ 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

○ 講じようとする施策（4つの柱）

- （1）踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- （2）踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- （3）踏切道の統廃合の促進
- （4）その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

第3編 踏切道における交通の安全

第1章 踏切道における交通安全の目標等

1 踏切事故の状況

踏切事故³³は、全国的に長期的減少傾向にあり、山形市における踏切道での事故件数は、第10次交通安全計画期間内（平成28年から令和2年まで）は0件でした。

踏切事故の減少は、踏切道の改良等の安全対策の積極的な推進によるところが大きいと考えられます。しかし、依然、踏切事故は鉄道の運転事故の約4割を占めている状況にあり、また、警報機等が設置されていない改良すべき踏切道がなお残されている現状にあります。

○市内の踏切 (令和3年3月現在)

種別	踏切数	備考
第1種	32	自動遮断機が設置されている踏切道
第3種	1	警報機が設置されている踏切道（山寺－高瀬間1箇所）
第4種	3	遮断機も警報機も設置されていない踏切道（山寺－高瀬間2箇所、東金井－羽前山辺1箇所）
計	36	

2 第11次交通安全計画における目標

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、市民の理解と協力のもと、第2章に掲げる諸施策を総合的かつ積極的に推進することにより、第11次交通安全計画期間内（令和3年から令和7年まで）の踏切事故件数ゼロを継続します。

第2章 踏切道における交通の安全についての対策

第1節 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

踏切事故は、ひとたび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものです。そのため、立体交差化、構造改良、歩行者等立体横断施設の整備、踏切保安設備の整備、交通規制、統廃合等の対策を実施すべき踏切道がなお残されている現状にあること、これらの対策が、同時に渋滞の軽減による交通の円滑化や環境保全にも寄与することを考慮し、開かずの踏切（遮断時間が特に長い踏切道）への対策や高齢者等の歩行者対策等、

³³ 踏切事故：鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう。

それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進します。

第2節 踏切道における交通安全のために講じようとする施策

【第1の柱】 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進（実施主体：山形市、東北運輸局、村山総合支庁、東日本旅客鉄道）

開かずの踏切や、主要な道路で交通量が多い踏切道については立体交差化を検討するとともに、歩道が狭窄な踏切等について、歩行者安全対策のための構造の改良を図ります。

【第2の柱】 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施（実施主体：東北運輸局、山形警察署、東日本旅客鉄道）

踏切道の利用状況・幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、踏切遮断機の整備等踏切保安設備の整備を促進します。

また、高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進します。

道路交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、あわせて道路標識等の高輝度化等による視認性の向上を図ります。

【第3の柱】 踏切道の統廃合の促進（実施主体：東北運輸局、東日本旅客鉄道）

踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施にあわせて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めます。

【第4の柱】 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置（実施主体：山形市、東北運輸局、村山総合支庁、山形警察署、東日本旅客鉄道）

緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進します。

また、踏切道における交通安全の円滑化を図るため、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを適切に行います。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る必要があるため、踏切道事故防止キャンペーンを推進するなど広報活動を推進します。

山形市交通安全対策会議委員

職名	現職	(市交通安全条例)
会長	山形市長	(8条4項)
委員	東北運輸局山形運輸支局長	(8条4項1号)
〃	山形地方気象台次長	(8条4項1号)
〃	山形労働基準監督署長	(8条4項1号)
〃	東北地方整備局山形河川国道事務所長	(8条4項1号)
〃	山形県村山総合支庁建設部長	(8条4項2号)
〃	山形警察署長	(8条4項3号)
〃	山形市教育委員会教育長	(8条4項4号)
〃	山形市消防長	(8条4項5号)
〃	山形市総務部長	(8条4項6号)
〃	山形市企画調整部長	(8条4項6号)
〃	山形市市民生活部長	(8条4項6号)
〃	山形市環境部長	(8条4項6号)
〃	山形市福祉推進部長	(8条4項6号)
〃	山形市こども未来部長	(8条4項6号)
〃	山形市まちづくり政策部長	(8条4項6号)
〃	山形市都市整備部長	(8条4項6号)
〃	山形市立病院済生館事務局長	(8条4項6号)
〃	山形市かもしかクラブ連合会長	(8条4項7号)
特別 〃	東日本高速道路株式会社東北支社山形管理事務所長	(8条6項)
特別 〃	東日本旅客鉄道株式会社山形支店長	(8条6項)
事務局	山形市市民生活部市民課	